

提 案 理 由

議案第56号

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）その他関係する政令及び省令の施行並びに国民健康保険特別会計の運営状況並びに兵庫県国民健康保険運営方針に鑑み、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、公布の日から等である。

【改正内容】

1 課税限度額の引上げ

区分	現行	改正後
基礎課税分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	(改正なし)
介護納付金分	16万円	17万円

2 低所得者に対する軽減措置の拡充

区分	現行	改正後
7割軽減	33万円	(改正なし)
5割軽減	33万円+ (28万円×被保険者数)	33万円+ (28万5,000円×被保険者数)
2割軽減	33万円+ (51万円×被保険者数)	33万円+ (52万円×被保険者数)

3 所得割率の引上げ及び資産割の廃止

区分	所得割	資産割
基礎課税分	7.11%→7.55%	7.52%→廃止
後期高齢者支援金分	2.22%→2.50%	2.39%→廃止
介護納付金分	2.11%→2.29%	3.05%→廃止

4 その他

- ・所得割額の算定等に係る長期譲渡所得等の特別控除について、低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の追加
- ・字句の整理など

※1～3は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用